

神戸港港湾計画書

— 一部変更 —

平成31年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・ 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会

の議を経た神戸港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 フェリー埠頭計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地造成計画	4
2 土地利用計画	5
その他重要事項	6
1 港湾の再開発	6
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	6

変更理由

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、公共埠頭計画及びフェリー埠頭計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、フェリー埠頭計画の変更に対応し、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

埠頭用地	9ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）	
		[既設の変更計画]
〔既設		〕
埠頭用地	11ha	

2 フェリー埠頭計画

2-1 新港突堤西地区

新港突堤西地区において、土地造成計画の変更に対応し、フェリー埠頭計画を次のとおり変更する。

水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 200 m	[既設] S-40
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 250 m	
			[既設の変更計画] S-4P
水深 8 m	岸壁 1 バース	延長 250 m	(既設)
			[新規計画] S-3M
水深 6.5 m	岸壁 1 バース	延長 190 m	
		(うち、船首尾係船岸 30 m)	[既設] S-3L
埠頭用地	7 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	
		(うち、5 ha 既設)	[既設の変更計画]

既設

水深 12 m	岸壁 1 バース	延長 200 m	S-40
水深 10 m	岸壁 1 バース	延長 376 m	S-4P
水深 6.5 m	岸壁 1 バース	延長 190 m	S-3L
埠頭用地	3 ha	(荷捌施設用地及び保管施設用地)	

土地造成及び土地利用計画

1 土地造成計画

新港突堤西地区において、フェリーの大型化によるヤード確保及び大型クルーズ船寄港時における観光バスの駐車スペースの確保のため、土地造成計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭用地	合計
新港突堤西地区	(2)	(2)
	2	2

- 注1) () 内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
- 注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。
- 注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

新港突堤西地区において、新たな土地造成計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(18) 18	(17) 17	(3) 3		3			(6) 8	(44) 49

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

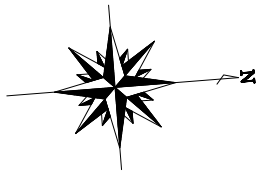
その他重要事項


1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、一部土地利用計画が決定したため、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所